

事業活動総合保険

ビジネス マスター・プラス



BUSINESS
工事業 プラン



ビジネス BUSINESS マスター・プラス

工事業プラン



工事におけるリスクを まとめて安心補償。



簡単なお手続きで、工事業者^(注1)をとりまく さまざまなリスクを包括補償

工事業者をとりまく3つのリスク(賠償責任リスク、業務中の労働災害リスク、工事の目的物リスク)を1つの保険でまとめて補償しますので、個々のリスクごとに別々の保険を組み合わせる必要はありません。

(注1)この保険の対象となる工事業者については、P.9をご覧ください。



個々の工事のご通知は不要

すべての工事^(注2)を自動的に補償しますので、工事ごとに保険手配いただく必要はなく、契約もれを防ぐことができます。したがいまして、保険期間中に、新たな工事を請け負われても、従業員の人数の変更があっても、ご通知いただく必要はありません。

(注2)一部対象外の工事があります。詳しくはP.9をご覧ください。



経営事項審査の加点評価基準を 充足する補償内容

傷害ユニットをセットすると、次の加点評価のための条件を満たすことが可能です。(2018年7月現在)

- すべての工事を対象としていること
- 貴社の全従業員および下請負人の全従業員を補償の対象としていること
- 死亡および後遺障害の第1級～第7級を補償していること
- 通勤時の災害も補償していること



使用者賠償責任や雇用にまつわる トラブルに備えた補償も用意

オプションにより、使用者賠償責任の補償やパワーハラスマントなどの雇用にまつわるトラブルに起因して貴社などが負担する損害賠償責任に対する補償もご用意しています。



うつ病による自殺や過労死等の 新型労災に備えた補償も用意

オプションにより、業務に起因する脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺についても、補償の対象となります。ただし、政府労災の認定が必要です。(傷害ユニット)



さまざまな無料サービスがご利用可能

事故が発生した場合の早期の工事の復旧を支援するサービス、労災リスクに備えたサービスなどさまざまな無料サービスがご利用いただけます。(詳しくはP.11、12をご覧ください。)



貴社の抱えるリスクにあわせて、必要な補償を組み合わせてお選びください

万一の賠償事故のために
賠償ユニット

役職員の労災事故に備えて
傷害ユニット

工事の目的物の損害に備えて
物損傷ユニット



選べる 補償 1

補償の対象とするユニットをお選びください。

次の3つの選択パターンからお選びください。
※「賠償ユニット」は必ずお選びいただきます。

選択パターン1



賠償
ユニット + 傷害
ユニット + 物損傷
ユニット

選択パターン2



賠償
ユニット + 傷害
ユニット

選択パターン3



賠償
ユニット + 物損傷
ユニット

選べる 補償 2

対象となる補償プランをお選びください。

※ユニットごとに異なる補償プランをお選びいただくことはできません。

W ワイドプラン

E エコノミープラン

W 充実した補償内容のプラン

E スリムな補償内容で
ワイドプランよりも割安な保険料のプラン

各ユニットの補償内容は
右記のページをご覧ください。

賠償ユニット P.3

傷害ユニット P.5

物損傷ユニット P.7



賠償責任の補償

次のような工事中や工事完了後の事故、事務所などの施設の所有・使用・管理に起因する事故、借用物の損壊事故といった事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※詳しくは、P.13, 14をご覧ください。

W 充実補償のワイドプラン

E エコノミープラン

業務遂行 危険^(注1)



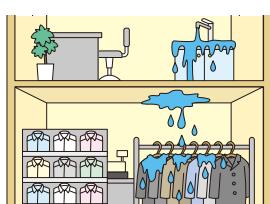
工事現場内にあるクレーンが倒れ、近隣の民家を倒壊させた。

業務遂行 危険



工場の製造ラインを改修工事中、誤って既存の設備をこわした。

施設危険



事務所から漏水し、階下の店舗の商品を濡らした。

製造物・完成作業 危険



配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。

受託物危険^(注2)



リース中の機械をこわしてしまった。
※1回の事故につき500万円限度

受託不動産 危険



火災により借りている建物に損害が生じた。

人格権侵害・宣伝障害による 賠償責任も補償!



工事現場に入ってきた通行人を、公衆の面前で拘束し泥棒呼ばわりした。

工事完了後に事故が発生した場合 の再施工費用も補償!



屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。

※1回の事故につき1,000万円限度

(注1)建設用工作車または構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合計額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。

(注2)リース・レンタル用品を保険の対象とする動産総合保険等が締結されている場合、動産総合保険等により支払われるべき保険金の合計額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。

補償範囲

- 日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

施設・業務遂行危険

製造物・完成作業危険

受託物危険

受託不動産危険

- 日本国内で発生した貴社の業務上の行為による人格権侵害・宣伝障害に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。(ワイドプランのみ)

▼ 次の保険金をお支払いします。

①損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注3)を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。



②費用

■ 損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など



■ 権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用



■ 争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など



■ 協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



■ 初期対応費用^(注4)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



■ 争訟対応費用^(注4)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



■ 見舞費用^(注5)(ワイドプランのみ)

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など



(注3)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注4)保険期間を通じて、これらの費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注5)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故1,000万円を限度にお支払いします。

+ オプションの補償

貴社のニーズにあわせて、次の補償もお選びいただけます。

労災事故による使用者賠償責任を補償

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求をされた場合も、補償します。



足場が崩れて転落し、ケガをした従業員から補償額を不服として損害賠償請求を受けた。

工事の遅延損害も補償

原因事故^(注6)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上の工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害も補償します。

(注6)保険金のお支払いの対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

第三者医療費用も補償

工事現場または貴社施設内で第三者がケガをされた場合、損害賠償責任の有無にかかわらず貴社が支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。



建具等修理費用も補償

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用をお支払いします。



◆詳しくはP.19をご覧ください。



業務中の労働災害の補償

次のような事故により補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。(政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。)

※詳しくはP.15,16をご覧ください。

死亡補償保険金



通勤中に交通事故に
あい、亡くなられた。

臨時費用保険金



業務中の災害で亡くなられた際に支給した
葬儀費用

後遺障害補償保険金



業務中に荷物が落
下してケガをし後遺
障害が生じた。

入院補償保険金



炎天下の作業中、
熱中症にかかり入院
した。



病気で亡くなられた際のお香典など
(10万円限度)

手術補償保険金



業務中にケガをし
手術を受けた。

**業務外のケガも補償の対象と
することができます!**



プライベートで旅行中に転倒してケガをした。

通院補償保険金



通勤中に転倒し
通院した。

※傷害ユニットでは、**ワイドプラン**と**エコノミープラン**で補償に違いはありません。

補償の対象となる方(補償対象者)

次の方々が補償の対象となります。(氏名や人数を通知していただく必要はありません。)※詳しくはP.15,16をご覧ください。

	業務中 ^(注1)	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の従業員(臨時雇を含みます。)	◎	△
貴社の下請負人およびその構成員	◎ ^(注2)	×
追加補償対象者 ^(注3)	○ ^(注4)	×

○:補償の対象となります。 ○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

×:補償の対象とできません。

(注1)出退勤途上を含みます。 (注2)貴社から請け負った業務中の事故にかぎります。

(注3)P.16の「用語のご説明」をご覧ください。 (注4)貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。

保険金支払方法

被保険者(事業者)が定めている災害補償規程などに基づいて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。^(注5)

被保険者 = 事業者

補償対象者 = 役員・事業主ご本人、従業員、
下請負人およびその構成員、追加補償対象者

損保ジャパン

保
險
金

事業者
(被保険者)

(注5)災害補償規程などがないお客様の場合には、補償対象者またはそのご遺族に保険金をお支払いします。

▼ 次の保険金をお支払いします。

※詳しくはP.15をご覧ください。

①死亡補償保険金

業務中にケガなどを^(注6)された日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、お支払いします。



②後遺障害補償保険金

業務中にケガなどを^(注6)された日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いします。



③入院補償保険金

業務中にケガなどを^(注6)された日からその日を含めて180日以内の入院に對して、お支払いします。



④手術補償保険金

業務中にケガなどを^(注6)された日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合に、お支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。



⑤通院補償保険金

業務中にケガなどを^(注6)された日からその日を含めて180日以内の通院に對して、90日を限度にお支払いします。



⑥臨時費用保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に對してお支払いします。



※③～⑥の補償はご契約時に選択いただけます。

+ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

使用者賠償責任補償特約

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求された場合も、補償します。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても補償します。

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

脳・心疾患等補償特約

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などや自殺についても補償します。

休業補償保険金支払特約

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に對して、お支払いします。

入院一時金補償保険金支払特約^(注7)

業務中のケガなどを^(注6)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

退院療養一時金補償保険金支払特約^(注7)

業務中のケガなどを^(注6)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

◆上記以外にもオプション補償を用意しております。詳しくはP.15、19、20をご覧ください。

(注6)業務外のケガも対象とすることができます。 (注7)1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。



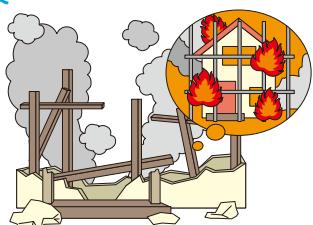
工事の目的物の損害の補償

次のような事故によって工事の目的物などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
※詳しくはP.17,18をご覧ください。

W 充実補償のワイドプラン

E エコノミープラン

火災



建設中の家が火災により全焼した。

設計の欠陥



設計ミスにより工事中の建物が倒壊した。
(設計・材質・製作上の欠陥を除去するための費用は対象外です。)

風災、雹災、雪災、水災



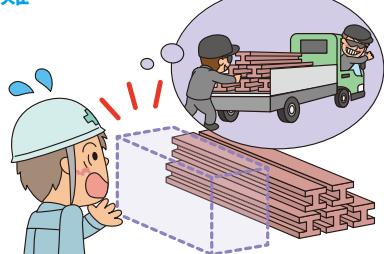
暴風雨・雪災・水災などにより建設中の建物が倒壊した。
(地震・噴火・津波による損害は対象外です。)

破壊行為



工事現場の仮設事務所が、夜間こわされた。

盗難



仮設倉庫に置いていた工事用資材が盗まれた。

破損



交通事故により陸上輸送中の工事用資材がこわれた。



橋梁工事における河川の増水による工事用材料の流出も補償!

橋梁工事を行っている最中、河川で洪水が発生し、堤外地内に保管していた工事用材料が流された。

補償の対象となる物(補償対象物)

- 対象工事における工事の目的物
- 上記に付随する足場工、型枠工、土留工などの仮工事の目的物
- 工事用材料
- 工事用の電気配線、照明設備などの仮設物
- 工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品

▼ 次の保険金をお支払いします。

①補償対象物の復旧費用^(注1)

補償対象物の復旧費用に対して、保険金額を限度にお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。



②損害防止費用^(注1)

損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用をお支払いします。



③残存物取扱費用保険金

損害が生じた補償対象物の解体、取り扱いなどの費用を、損害保険金^(注2)の10%相当額を限度にお支払いします。



W 充実補償のワイドプランなら、さらに安心! (次の保険金・費用はエコノミープランではお支払い対象外です。)

④補償対象物以外の物の復旧費用^(注1)

損害が生じた補償対象物の復旧のために、それ以外の物の取り扱いを必要とする場合、それを取り扱い直前の状態に復旧するための費用を300万円を限度にお支払いします。



⑤特別費用^(注1)

事故発生時に必要となる突貫復旧工事費(夜間・休日割増賃金など)を、補償対象物の復旧費用の額の20%または100万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。



⑥臨時費用保険金

損害保険金^(注2)をお支払いする事故の際、事故によって補償対象物に損害が生じたために臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金^(注2)の20%相当額を500万円を限度にお支払いします。



(注1)1回の事故につき、①・②・④・⑤の費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)^(注3)を控除した額を保険金額を限度にお支払いします。

(注2)損害保険金とは、①補償対象物の復旧費用、②損害防止費用、④補償対象物以外の物の復旧費用、⑤特別費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)^(注3)を控除した額です。

(注3)1万円、5万円、10万円からお選びいただくことができます。

⊕ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

工事用仮設備・工事用機械器具補償特約により、工事用機械器具などの損害を補償!

(エコノミープランの場合は、この特約をセットいただけません。)

上記補償対象物に加え、次のものが補償対象物となります。

- 工事用の発電器、バッチャープラント、受・変電設備などの据付型機械設備
- 建設機械、測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品(金槌、鋸、金型などは含まれません。)
- 建設用工作車(登録、車両番号の指定などを受けているものは対象となりません。)



自社所有の建設用工作車が建設現場から盗まれた。



ご契約方法

この保険の 対象となる 工事業者

次の条件をすべて満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 直近会計年度の年間売上高(消費税を含みます。以下同様とします。)が100億円以下
- 年間売上高に占める工事の売上高の割合が80%以上

※ダム建設工事を行うことのある事業者の方は、この保険をご契約いただけません。
別の商品をご案内しますので取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険の対象となる業務

貴社のすべての業務 (一部の業務や一部の支店などに限定したご契約はできません。)

貴社が行う事業活動全般が補償対象となりますので、貴社が行う工事業以外の業務も対象業務に含まれます。なお、保険期間中に貴社が行う工事^(注)は自動的に補償の対象となりますので、個々の工事についての通知は不要です。

(注)貴社が共同企業体(JV)の構成員(貴社が下請負人となる場合は除きます。)となる工事のうち、共同施工方式で行う工事については対象となりません。ただし、賠償ユニットでは、工事完了後の事故にかぎり対象となります。

保険料割引制度について

多数割引 (傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約が対象)

貴社の年間売上高に応じて、傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約の保険料に対して、割引が適用される場合があります。

健康経営優良法人認定割引 (傷害ユニット・使用者賠償責任補償特約が対象)

経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている場合、割引を適用します。

※割引の適用には、貴社のお申出と認定を受けていることの資料のご提示が必要となります。

ご契約の際にご提出いただく書類

□ 保険料算出基礎となる売上高をご申告いただくための書類

保険料算出の基礎となる売上高のご申告に関して、損保ジャパン所定の申告書と「ご申告いただいた数値が確認できる資料」をご提出いただきます。

□ 事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書

傷害ユニットを含むご契約プランの場合、ご提出いただきます。

ご契約の流れ

ステップ
1

ユニットの選択

3ユニットの中から2ユニット以上を組み合わせてご契約いただきます。
組合せパターンは下記の3パターンとなります。賠償ユニットは必ずご選択いただきます。

選択パターン1



賠償
ユニット + 傷害
ユニット + 物損傷
ユニット

選択パターン2



賠償
ユニット + 傷害
ユニット

選択パターン3



賠償
ユニット + 物損傷
ユニット

※各ユニットの補償内容の詳細については、P.13からP.18をご覧ください。

ステップ
2

補償プランの選択 次の2プランからお選びください。

ワイドプラン	補償内容が充実したプランです。
エコノミープラン	補償内容を限定したプランで、 ワイドプラン に比べ保険料が割安になっています。

※1 補償プランの詳細については、P.13からP.18をご覧ください。

※2 傷害ユニットについては、補償プランによる補償の違いはありません。

ステップ
3

保険金額・自己負担額(免責金額)の設定

①ユニットごとに保険金額をお選びください。

賠償ユニット	<input type="radio"/> 5,000万円 <input type="radio"/> 1億円 <input type="radio"/> 3億円 <input type="radio"/> 5億円 <input type="radio"/> 10億円
傷害ユニット	貴社の災害補償規程などの内容に応じて設定いただきます。(注)
物損傷ユニット	<input type="radio"/> 1,000万円 <input type="radio"/> 3,000万円 <input type="radio"/> 5,000万円 <input type="radio"/> 1億円 <input type="radio"/> 2億円 <input type="radio"/> 3億円 <input type="radio"/> 5億円

(注)災害補償規程などを定めていない場合は、貴社が災害補償を行いたいと考える金額で設定します。

②自己負担額(免責金額)をお選びください。

賠償ユニット	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> 1万円 <input type="radio"/> 5万円 <input type="radio"/> 10万円
物損傷ユニット	<input type="radio"/> 1万円 <input type="radio"/> 5万円 <input type="radio"/> 10万円

ステップ
4

貴社の年間売上高のご申告

保険料算出のため、貴社の直近会計年度の年間売上高をご申告いただきます。

※工事以外の売上高を含む貴社の全売上高をご申告ください。貴社が共同施工方式の共同企業体(JV)の構成員となった場合、その売上高は年間売上高から除外ください。

ステップ
5

お見積り

ご契約

ご加入企業さまは“無料”でご利用いただけます！

こころとからだホットライン



「こころとからだホットライン」は、傷害ユニットにご加入される場合にかぎり、ご利用いただけます。企業の役職員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。

健康チェックサポート

人間ドック紹介

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

医療機関情報提供

緊急時の医療機関情報の提供

夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報をご提供します。

専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関して相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルス対面カウンセリング

全国約150か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)

- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付は平日9:00～22:00
土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

メンタルヘルス電話カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で応対します。

- 利用時間
平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。
- 回数制限なし

メンタルITサポート(Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



人事労務ご担当者さま向けサービス(平日9:00～17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関する質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関する質問にお答えします。

※1 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※2 お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

ストレスチェックサポートサービス

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律(通称:ストレスチェック義務化法案)」が2015年12月に施行されました。

使用者賠償責任補償特約をセットされる場合にかぎり、無料でストレスチェックサポートサービスをご利用いただけます。

サービス概要

- 厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- 本サービスは、ご契約企業のご担当者(実施者を含みます。)がストレスチェックシステムを操作することによりご利用いただくサービスです。
- 個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

サービスの対象	WEBによるストレスチェック
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定 ^(注)
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール ^(注)
検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
	従業員への相談窓口の表示
	事業者への集団的分析結果の提供 ^(注)
	実施者へのストレスチェック結果の提供 ^(注)
サービス終了後	労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

(注)企業のご担当者(実施者を含みます。)
のシステム操作が必要となります。

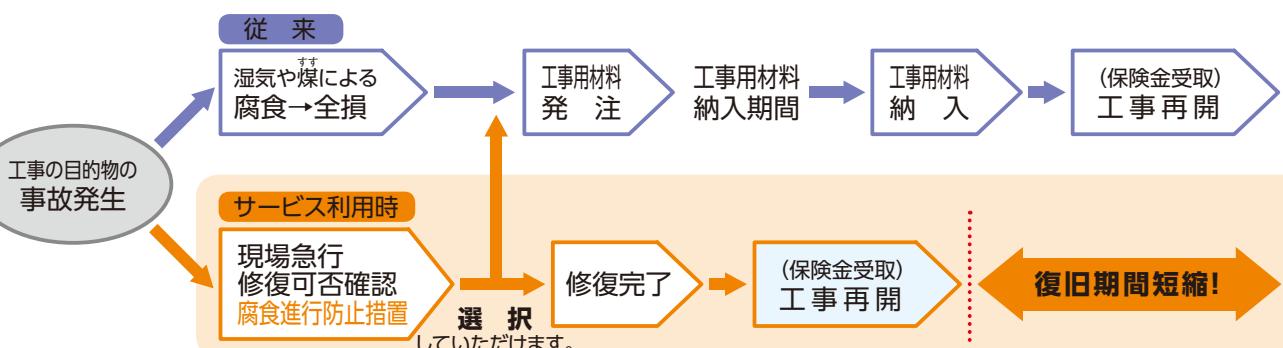
被災設備修復サービス

※ 本サービスは損保ジャパンが委託するリカバリープロ社が提供します。

被災した企業にとって、早期に工事を再開することは大きな課題となります。

物損害ユニットにはお客さまの工事の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

サービス概要



さらにご登録いただいたお客さまには...

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」をご利用いただけます！



情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」に登録することで災害復旧に関する知識向上や貴社の被災設備修復サービスの利用漏れ防止を実現します。

サービス概要

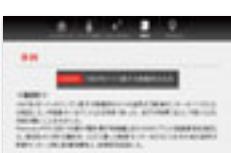
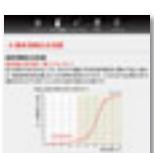
災害復旧情報の発信

被災設備修復サービスを提供するリカバリープロ株式会社が復旧事例や一般的に知られていない復旧技術等の役立つ情報をご登録いただいたメールアドレスに2か月に1回程度、無料で配信します。※情報を配信するメールアドレスは、connected@recoverypro.jpとなります。

RecoveryPRO CONNECTED 専用アプリの提供

ご登録いただいたお客さまに限定して災害復旧のための専用電話に発信する機能等を搭載したRecoveryPRO CONNECTED専用アプリをご提供します。発信機能の他に被災設備修復サービスの内容や過去の事例などの有効な情報も無料でご覧いただけます。

<イメージ>



RecoveryPRO CONNECTED
の登録はこちら▶



※ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の内容																					
		日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額) ^(注1) を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の種類</th> <th>お支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体の障害^(注2)</td> <td rowspan="2">保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度</td></tr> <tr> <td>人格権侵害・宣伝障害^(注3)</td> </tr> <tr> <td>財物の損壊</td> <td>1事故1,000万円限度</td> </tr> <tr> <td>受託物</td> <td>1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度</td> </tr> <tr> <td>受託不動産</td> <td>1事故100万円限度</td> </tr> <tr> <td>受託不動産</td> <td>1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度</td> </tr> <tr> <td>受託不動産</td> <td>1事故100万円限度</td> </tr> </tbody> </table>	損害の種類	お支払限度額	身体の障害 ^(注2)	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度	人格権侵害・宣伝障害 ^(注3)	財物の損壊	1事故1,000万円限度	受託物	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度	受託不動産	1事故100万円限度	受託不動産	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度	受託不動産	1事故100万円限度					
損害の種類	お支払限度額																					
身体の障害 ^(注2)	保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度																					
人格権侵害・宣伝障害 ^(注3)																						
財物の損壊	1事故1,000万円限度																					
受託物	1事故500万円または時価額のいずれか低い額限度																					
受託不動産	1事故100万円限度																					
受託不動産	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額限度																					
受託不動産	1事故100万円限度																					
<p>①損害賠償金 (被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)</p>		<p>(注1)なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。 (注2)被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、製造物・完成作業危険については、被保険者のその共同企業体への出資割合を乗じた額を限度とします。 (注3)エコノミープランの場合は、お支払いの対象となりません。</p> <p>【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。</p>																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損傷等</td> <td>滅失、損傷または汚損をいいます。</td> </tr> <tr> <td>身体の障害</td> <td>人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td>財物の損壊</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 </td> </tr> <tr> <td>施設・業務遂行危険</td> <td>施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>製造物・完成作業危険</td> <td>製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。</td> </tr> <tr> <td>受託物危険</td> <td>受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。</td> </tr> <tr> <td>受託不動産危険</td> <td>貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害</td> <td> 次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 </td> </tr> <tr> <td>宣伝障害</td> <td> 商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 </td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。	身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。	財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。	受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。	受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
用語	説明																					
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。																					
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。																					
財物の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。 																					
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。																					
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。																					
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。																					
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。																					
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害																					
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用																					
②損害防止費用 ^(注4)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。																					
③権利保全費用 ^(注4)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。																					
④争訟費用 ^(注4)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。																					
⑤協力費用 ^(注4)	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。																					
⑥初期対応費用 ^{(注4)(注5)}	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。																					
⑦争訟対応費用 ^{(注4)(注5)}	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。																					
⑧見舞費用 ^(注4) (ワイドプランのみ)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被保険者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。																					

(注4)結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注5)⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

〈身体の障害・財物の損壊に関する事由〉

身体の障害・財物の損壊に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意 ● 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。) ● 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
(オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。)
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊 ● 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。) ● 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害(製造物・完成作業危険を除きます。) など

施設・業務遂行に関する固有の事由

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、被保険者が所有または賃借する施設内での車両、工事現場内にある建設用工作車または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 霧埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊 ● 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害 など

製造物・完成作業に関する固有の事由

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製造物等自体に発生した財物の損壊

【ご注意】ワイルドプランの場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。

- ①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ②貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- ③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを效能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより效能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任 など

受託物に関する固有の事由

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊
- リース・レンタル用品以外の賃借物に発生した財物の損壊
- 支給材等に発生した財物の損壊 など

借用建物(受託不動産)に関する固有の事由

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊 など

〈人格権侵害・宣伝障害に関する事由〉

- 被保険者の犯罪行為 ● 採用・雇用または解雇に関する行為 ● 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害 ● 契約違反 ● 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り など

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.19、20をご覧ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

補償対象者^(注1)が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。下表「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- (2) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

(注1) 貴社の従業員(臨時雇を含みます。)、貴社の下請負人およびその構成員となります。ご希望により、貴社の役員・個人事業主および追加補償対象者を補償対象者に含めることができます。

保険証券の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金 ^(注2)	業務中のケガなど ^(注3) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします。 【ご注意】 後遺障害補償保険金支払割合変更特約(第1級~第7級限定型)をセットした場合には、第1級から第7級の後遺障害が生じたときに、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%を限度にお支払いします。ただし、第1級から第7級に該当しない場合でも1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種類以上あるときには、保険金をお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 ^(注4)	次のア. またはイ. の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注5) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア. 以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注5) に対して、10万円を限度にお支払いします ^(注6) 。
⑦入院一時金 補償保険金 ^(注7)	業務中のケガなど ^(注3) により入院され、次のア. およびイ. に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超えていること
⑧退院療養一時金 補償保険金 ^(注7)	業務中のケガなど ^(注3) により入院され、次のア. およびイ. に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超え、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。

※ ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注2) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(注3) 業務外のケガも対象とすることができます。ただし、貴社の下請負人およびその構成員、追加補償対象者については、業務外のケガを対象とすることはできません。

(注4) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払いの対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注5) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなれた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注6) 貴社の下請負人およびその構成員、追加補償対象者については、補償の対象外です。

(注7) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

用語のご説明

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は、貴社から請け負った業務に従事している間にかぎります。また、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注8) または解離性大静脈瘤などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病・傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号 F00からF99に規定されたものをいいます。
追加補償対象者	次のいずれの者およびその構成員をいいます。 ①建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約 ^(注9) における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 ②貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人 ^(注10) および業務委託契約における受託人 ^(注11) をいいます。 ③もっぱら被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設 ^(注12) 内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約 ^(注13) に基づき、被保険者の業務に従事するもの
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

(注8)心臓性突然死を含みます。

(注9)被保険者が日本国内で行う業務にかかる下請契約にかぎります。

(注10)数次の請負による場合の請負人を含みます。

(注11)数次の業務委託による場合の受託人を含みます。

(注12)事務所、営業所、工場等をいいます。

(注13)請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガなど
(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど

など

保険金の種類①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失
(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

ご契約にあたっての注意

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規程などを制定されていない場合には…	①災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。

なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.19、20をご覧ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

日本国内における次の(1)から(3)までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- (1) 対象工事の工事現場
- (2) 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場もしくは倉庫
- (3) (1)や(2)の場所へ輸送をするため陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)

〈補償対象物〉

- 対象工事における工事の目的物^(注1)
- 対象工事における工事の目的物^(注1)に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物
- 工事用材料
- 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設物
- 工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)

(注1) 新たに建築、設置、取付け、交換などを行う「物」そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しまたは販売目的で施工する工事物件をいいます。したがいまして、設置作業に伴い、既存建物の一部(壁、床、天井など)にも作業を加えるとしても、その壁、床、天井などは「対象工事における工事の目的物」には含まれません。また、引渡しが完了または販売した工事物件は「対象工事における工事の目的物」ではなくなります。

〈工事用仮設備・工事用機械器具補償特約をセットいただいた場合に補償対象物となるもの〉

- 工事用の発電器、バッチャープラントなどの据付型機械設備
- 建設用工作車(登録、車両番号の指定などを受けているものは含まれません。)
- 建設機械、測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品(金槌、鋸、金型などは含まれません。)

保険金の種類	お支払いする保険金の内容		自己負担額(免責金額) ^(注2) 適用有無
損害保険金 (①から④までを合算した額から自己負担額(免責金額) ^(注2) を控除した額を損害保険金とします。 ^(注3))	①補償対象物の復旧費用	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。	あり
	②補償対象物以外の物の復旧費用(ワイドプランのみ)	補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。	
	③特別費用(ワイドプランのみ)	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について「①補償対象物の復旧費用」の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。	
	④損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。	
⑤残存物取扱費用保険金	損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。		なし
⑥臨時費用保険金(ワイドプランのみ)	損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故について500万円を限度にお支払いします。		なし

(注2) 1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注3) 1回の事故について、物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、保険金額または1億円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

ご注意 補償の対象とならない物

次の物は補償の対象となりません。

- 航空機 ● 船舶 ● 自動車 ● 原動機付自転車 ● 設計図書 ● 証書 ● 通貨 ● 有価証券

など

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通事由〉

- ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 養生の不備による風、雨、雪、雹または砂塵の吹き込み
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 国または公共機関による公権力の行使
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射または放射能汚染
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難
- 残材調査の際に発見された紛失または不足
- 補償対象物の性質、欠陥、自然の消耗、劣化
- プログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜不能
- リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害
- 荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故
- 陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害
- 補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用
- 漢水(土砂水を含みます。)の止水または排水費用
- 除雪費用または仮修理費
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 掘削工事に伴う余掘り、肌落ち
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用
- 浅渠部分に生じた埋没または隆起
- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害
- 調整池、排水溝、暗渠などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用
- 鋼矢板、杭、H型鋼などの縫目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用
- コンクリート部分のひび割れ
- 土捨場、土取場での土砂崩壊による損害
- 切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- 芝、樹木など植物に発生した損害
- 工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害
- 舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ
- シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用
 - ①シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - ②シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ③推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害
- 港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用
- ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用
 - ①ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - ②ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ③ケーソンの沈設不能の損害
 - ④沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害

など

〈エコノミープラン契約に関する固有事由〉

- 橋梁工事、ダム工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料もしくは工事用仮設材について生じた損害または仮締切の越流による損害
- 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用

など

〈工事用仮設備・工事用機械器具補償特約に関する固有事由〉

- 工事用仮設備・工事用機械器具に含まれるまたはその一部を構成する物の損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、補償対象物の機能に支障をきたさない損害
- 電気的事故または機械的事故

など

オプション特約の概要

◆オプション特約の概要につきましては、P.19、20をご覧ください。

オプション特約の概要

ユニットごとのオプション特約の概要は次のとおりです。

	特約の名称	特約の内容
賠償ユニット	身体の障害および財物の損壊発生時の工事遅延損害補償特約	<p>原因事故^(注1)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上の工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。^{(注2)(注3)}</p> 
	第三者医療費用補償特約	<p>日本国内で発生した次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に關し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパンの同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。^(注4) (被害者1名について50万円、保険期間を通じて1,000万円限度)</p> <p>ア. 貴社の業務の遂行による事故 イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故 ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故</p> 
	建具等修理費用補償特約	<p>貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。</p> 
	使用者賠償責任補償特約	<p>補償対象者^(注5)が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社^(注6)およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア.からウ.までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。</p> <p>ア. 政府労災により給付される金額 イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ. 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額</p> <p>※「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎります。</p> 
傷害ユニット	使用者賠償責任補償特約	<p>上記賠償ユニットの使用者賠償責任補償特約をご覧ください。</p> 
	脳・心疾患等補償特約	<p>政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」についても補償する特約です。</p> <p>※補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償の対象となります。</p> <p>※P.15の⑥臨時費用保険金は補償の対象外です。</p> 
	雇用慣行賠償責任補償特約	<p>「雇用上の差別」、「セクシャルハラスメント」、「パワーハラスメント」または「不当解雇」に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。(1請求につき自己負担額10万円、保険期間を通じて特約の保険金額限度)</p> 

	特約の名称	特約の内容
傷害ユニット	天災危険補償特約 	地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)
	共同企業体(甲型JV)の取扱いに関する特約 	貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、当該企業体が行う工事に関わる業務に起因するケガなどを補償する特約です。 ※下請負人およびその構成員、追加補償対象者については、補償の対象となりません。
	保険金支払に関する特約 	保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。
物損ユニット	工事用仮設備・工事用機械器具補償特約 (ワイドプランのみ) 	事故により工事用の仮設備や建設用工作車 ^(注7) などに損害が生じた場合、P.17保険金の種類①から⑥までの保険金を保険期間を通じて500万円を限度としてお支払いします。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。

※その他、入院日数を延長したり、後遺障害補償保険金の支払割合を所定の割合に修正するオプション特約などもご用意しております。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注1) 保険金のお支払の対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注2) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注3) 損害賠償金と合算して、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

(注4) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となります。P.13「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

(注5) 貴社の役員・個人事業主を除きます。

(注6) 下請負人を含みます。

(注7) 道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都知事交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象なりません。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただぐ義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただぐ必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

- 保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること^(注1)
- 災害補償規程などの変更^(注2)

(2) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注1) 保険契約申込書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。)

(注2) 傷害ユニットがセットされている場合にかぎります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起きた場合のお手続き

事故が起きた場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

※事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかげ間違いでご注意ください。

【受付時間】 平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

③ 保険金のお支払いについて

前記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV

その他ご注意いただきたいこと

① 保険期間について

- (1)この保険の保険期間は1年間です。
(2)保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

③ 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン 問い合わせ

検索

0120-888-089

おかげ間違いでご注意ください。



【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1)お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぽA D Rセンター」



0570-022808

＜通話料有料＞

おかげ間違いでご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先